

令和6年度 路面下空洞調査委託

プロポーザル実施要領

令和6年4月

令和6年度 路面下空洞調査委託公募型プロポーザル実施要領

1 件名

令和6年度 路面下空洞調査委託

2 事業目的

本業務は、大田区が指定する道路において、路面下の空洞の有無を非破壊にて調査することにより、路面の陥没による突発的な事故や被害を未然に防ぎ、道路の保全と道路交通の安全確保を図るものである。

3 業務内容等

別紙仕様書（案）のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月20日迄（予定）

5 事業費限度額

総額 129,000,000円（税込）以内

6 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式による第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、路面下空洞調査委託業者選定委員会が候補者を選定する。
- (2) 第一次審査は、提出書類により応募内容の審査を行う。
- (3) 第二次審査は、第一次審査を通過した者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、総合点の最も高い者及び時点の者の2者を選定する。
- (4) 審査結果は、第一次審査の結果を令和6年5月下旬、第二次審査の結果を令和6年6月上旬に通知する。
なお、審査結果についての異議申立等は、通知文書が届いてから1週間以内までとし、それ以降は不可とする。
- (5) 審査結果は、本業務について大田区契約担当課に推薦する候補者を選定

するものであり、契約決定は契約担当課にて行う。

- (6) 総合点の最も高い者が応募資格を喪失した場合は、時点のものと契約する。

7 手続き・スケジュール等

(1) 担当部署

〒143-0015 東京都大田区蒲田本町二丁目1番1号

大田区 都市基盤整備部 地域基盤整備第二課 地域基盤整備担当

清家、吉田 TEL 03-5713-2007 FAX 03-5713-2009

E-Mail ka-mai@city.ota.tokyo.jp

(2) 実施要領（本書）の配布期間

令和6年4月18日（木）から令和6年5月1日（水）まで

応募書類は、下記よりダウンロードしてください。

【大田区ホームページ】⇒【事業者の方へ】⇒【トピックス】又は【受託事業者・運営事業者の募集】⇒【令和6年度 路面下空洞調査委託 参加事業者の募集】

(3) 内容についての質問受付

ア 受付期間

参加表明書提出から令和6年5月1日（水）16時迄

イ 提出方法

(1) 担当部署までFAX又はメールにて提出し、必ず電話で確認すること。質問書の様式は自由とするが簡潔に記すこと。

ウ 回答方法

質問者名を伏せて令和6年5月9日（木）までに、参加者全員にFAX又はメールにて回答する。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期間

令和6年4月18日（木）から令和6年5月1日（水）16時迄（ただし、平日12～13時及び土曜日曜祝日を除く）

イ 提出書類

参加表明書（様式1） 1部

ウ 提出場所

(1) 担当部署に同じ

エ 提出方法

持参すること。(事前に電話で持参する時間を予約すること。)

(5) 技術提案他の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期間

参加表明書提出から 令和6年5月15日(水)16時迄(ただし、平日12～13時及び土曜日曜祝日を除く)

イ 提出書類

様式2～7、会社概要(パンフレット等)、見積書

正・写し:各1部

※「写し」は、社名、代表者氏名、住所、社印、電話番号などの参加者が特定できる情報を全て「黒塗り」すること。また、区担当者の確認後、指定された日時までに追加で「写し」を9部提出すること。

ウ 提出場所

(1) 担当部署に同じ

エ 提出方法

担当窓口へ持参すること。(事前に電話で持参時刻を事前予約すること。)

(6) 技術提案内容のヒアリング日時・場所

ア 集合日時

令和6年5月30日(木)の指定時刻[予定]

イ 集合場所

大田区役所 蒲田地域庁舎1階 地域基盤整備第二課(予定)

東京都大田区蒲田本町2-1-1

ウ 注意事項

ヒアリング出席者は、原則として、様式3、4に記載した、代理人及び主任技術者は必ず出席するものとし、4名以内とする。ただし、代理人または主任技術者が、天災や伝染性の高い病気、弔事などのやむえない理由により欠席する場合は、委員会の許可を得て同等の能力を有する者を代理とすることができる。

提案時間は、おおむね30分(質疑応答時間10分程度を含む)とする。

主に様式6、7の内容について、提案を行うこと。

提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の追加、差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した代理人及び主任技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であると発注者の了解を得なければならない。調査機器についても原則変更はできないが、故障や亡失などのやむえない理由、技術の革新により委託成果の向上が図れる場合については、発注者の許可を得て同等以上の性能を有する機器に代替することができる。

指定の日時・会場の詳細については、別途、参加者に書面及びメール等にて送付する。

8 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 大田区の競争入札参加資格を有し、かつ指名停止期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続きを行ったとき。）にないこと。
- (6) 企業の実績
道路法及びそれに準ずる法令等により国または地方公共団体が管理する道路の管理者が発注し、令和元年度以降に完了した受注案件のうち、別添「特記仕様書（案）」と同種又は類似の実績が1件以上あること。
- (7) 代理人及び主任技術者の要件
別添「特記仕様書（案）」と同種又は類似の業務において、代理人または主任技術者としての経験が豊富であり、かつ業務全般への知識が深いこと。
また、日本語に堪能でなければならない。
- (8) 使用機器の要件
本委託期間中に、別添「特記仕様書（案）」に記載された業務を実施するために十分な性能を有し、かつ必要な種類と台数の路面下空洞調査用の

機器を用意できること。

9 提出書類作成要領

(1) 提出書類は様式1～7に準拠する。

様式1 参加表明書

様式2 企業の同種の業務実績

様式3 業務実施体制

様式4 配置予定技術者の経歴等

様式5 調査機器調書

様式6 業務の実施方針

様式7 技術提案等

(2) 用紙はA4判縦とし、特に指定がある場合を除き複数ページとすることが出来る。また、文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、写真等はカラー印刷可とする。

(3) 技術提案は、本実施要領及び特記仕様書(案)の項目に沿った提案を行うものとする。

(4) 技術提案書他の提出時は、様式2～7の左上をクリップ止めする。

(5) 見積書の書式は任意とするが、項目別に人件費等の算出根拠を明記する。なお費用の総額は、129,000,000円(税込)以内とする。

10 審査及び結果通知

(1) 審査は、「路面下空洞調査委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会の審査に基づき決定する。

(2) 参加表明書を提出した者のうち評価点の高いものを選定し、本業務の契約先として推薦する。

(3) 審査結果は、応募者に速やかに文書で通知する。なお、審査経過は公表しないものとし、個別の審査内容の問合せには応じない。

(4) 本プロポーザルに関して参加事業者が1社の場合であっても、受付、審査を実施する。

(5) 参加事業者が多数あった場合は一次審査を実施し、上位3者についてヒアリングを実施する。審査結果は、応募者に速やかに文書で通知する。なお、審査経過は公表しないものとし、個別の審査内容の問合せには応

じない。

(6) 審査基準は概ね以下のとおり。

ア 業務実績

イ 技術者・使用機器の評価

ウ 見積価格

エ 技術提案の評価

一次審査実施時の審査項目は、ア、イ、ウとする。

11 応募に関する留意事項

(1) 応募者の失格

次の各号に該当する場合は、原則として審査対象としない。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提出すべき書類に不備があるもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ ヒアリングへの無断での欠席または欠員があった場合。

(2) 費用負担

応募に必要な費用等、プロポーザル作成及び提出に関する一切の費用は参加事業者の負担とする。

(3) 応募者の辞退

本プロポーザルの提出辞退は自由であり、辞退しても、それによる不利益は発生しない。

(4) 業務の再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

主たる部分とは、調査計画の策定、現地の確認、調査データの解析・判定、報告書の作成、照査などの高度な判断を必要とする作業とする。ただし、データ入力などの単純作業は除く。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、大田区情報公開条例に基づき、区に対する情報公開の対象文書となる。ただし、公開することにより個人が特定されたり、法人等の正当な利益を害するおそれがある場合、応募者に意見を聞いた上で対応する。提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しない。区の責任において保管・処分する。